

平成 27 年

第 4 回市議会定例会 議案第 15 号

函館市写真歴史館条例の廃止について

函館市写真歴史館条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 27 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市写真歴史館条例を廃止する条例

函館市写真歴史館条例（平成 7 年函館市条例第 12 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
（障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部改正）
- 2 障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例（平成 7 年函館市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り上げる。
第 4 条第 2 項第 2 号および第 3 号中「第 5 号」を「第 4 号」に改め、同項第 4 号中「第 6 号」を「第 5 号」に改め、同項第 5 号中「第 8 号から第 10 号まで」を「第 7 号から第 9 号まで」に改め、同項第 6 号中「第 15 号」を「第 14 号」に改める。
（小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部改正）
- 3 小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例（平成 22 年函館市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条各号列記以外の部分中「、第 3 号および第 6 号から第 11 号まで」を「および第 5 号から第 10 号まで」に、「第 12 号」を「第 11 号」に改め、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号

から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

(提案理由)

写真歴史館を廃止するため